

○多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

昭和58年1月25日

条例第2号

改正 昭和59年12月24日条例第25号

平成6年3月24日条例第14号

平成7年3月24日条例第9号

平成11年3月26日条例第5号

平成13年6月29日条例第21号

平成17年3月25日条例第10号

平成18年6月30日条例第18号

平成20年3月28日条例第8号

平成23年12月21日条例第13号

多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年多久市条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、精神若しくは身体に重度の障害を有する者について、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、多久市に住所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第19条又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する施設に入所している者）にあっては、その保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）の住所）を有する次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、規則で定める社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

（1） 重度身体障害者

障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別

表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

(2) 重度知的障害者

知的障害者の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下の者

(3) 重複障害者

障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の3級に該当し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の50以下の者

(助成額)

第3条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、保険給付(規則で定める社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額医療費並びに高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除く。)を受けるものが負担すべき額から1人につき月額500円を控除した額とする。ただし、当該医療費について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合若しくは損害賠償を受けた場合は、その額を控除した額とする。

(助成の制限)

第4条 医療費の助成は、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第20条に規定する額を超えるとき、又は対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得若しくは対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までに係る医療については行わない。

2 前項に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に定める所得とする。

3 多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年多久市条例第28号）により医療費の助成を受けたときは支給しない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費の支給を受けようとする対象者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

（助成の申請）

第6条 受給資格者が助成費の支給を受けようとするときは、原則として医療を受けた日の属する月の翌月末日までに、市長に申請するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者が申請するものとする。

（交付の時期等）

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容を審査し、助成費を申請者に交付するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者に交付するものとする。

（届出義務）

第8条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届出なければならない。

（助成費の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和59年10月1日

以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成 6 年条例第 1 4 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 6 年 3 月 3 1 日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、この改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 7 年 3 月 3 1 日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、この改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 1 1 年条例第 5 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年条例第 2 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、平成 1 3 年 1 月 1 日から適用し、平成 1 2 年 1 2 月 3 1 日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 7 年条例第 1 0 号）

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年条例第 1 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従

前の例による。

附 則（平成 20 年条例第 8 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 13 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。